

## 新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター  
☎096-321-6547

市ホームページ▶



市LINE▶



詳しくは、市ホームページでお知らせしていますのでご覧ください。

接種時期	対象者	使用するワクチン	接種費用
秋開始接種 3月31日(日)まで	① 5歳以上 ・初回接種(1・2回目)が終わり3カ月以上経過した人 ・直近の追加接種から3カ月以上経過した人 ② 6カ月～4歳 ・初回接種(1・2・3回目)が終わり3カ月以上経過した人	オミクロンXBB.1.5 ワクチン	無 料

### 予約方法

- ・現在お持ちの接種券で接種できます。
- ※接種券を紛失した人は再発行申請が必要です。市コールセンターに電話してください
- 接種を希望する人は、次のどちらかで予約してください。
- ①市LINE(予約サイト)から
- ※前回の接種時期などにより、利用できない場合があります
- ②市コールセンターへ電話
- ※初回接種の人はコールセンターへ電話で予約してください

### 接種証明書の発行

- 令和5年度までの接種証明書は、市民課および西合志総合窓口で引き続き発行できます。
- なお、4月1日以降、以下の接種証明書発行はできなくなります。
- ・接種証明書アプリによる接種証明書の新規発行
  - ・コンビニでの接種証明書発行

### 全額公費による コロナワクチン接種の 終了について

コロナワクチン接種の全額公費補助は令和6年3月31日(日)で終了します。令和5年9月20日以降にワクチンを接種していない人で、接種を希望する人はお早めにご予約ください。

3月29日(金)まで

## 須屋支所・泉ヶ丘支所・西合志総合窓口での 税・公金の窓口収納業務を終了します

●問い合わせ先 西合志総合窓口課 ☎096-242-1113  
須屋支所 ☎096-345-4400  
泉ヶ丘支所 ☎096-248-3453

税・公金の取り扱い見直しにより、3月29日(金)で、各支所および西合志総合窓口で実施している税・公金の窓口収納業務を終了します。

4月1日(月)からは、納付書に記載している金融機関およびコンビニエンスストア、スマートフォン決済をご利用ください。また、税・公金の納付には

便利で確実な口座振替をおすすめします。

なお、一部の納付書は、4月からも納付場所に各支所・西合志総合窓口の記載があるものを一定期間使用しますが、各支所・西合志総合窓口での納付はできませんのでご注意ください。  
ご理解とご協力をお願いします。

### 取り扱いできない主なもの

- 市県民税
- 固定資産税
- 国民健康保険税
- 軽自動車税
- 法人市民税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 上下水道料
- 保育料
- 公営住宅使用料
- 奨学資金貸付金
- 市民農園使用料
- 督促状など

※住民票などの窓口証明発行手数料は引き続き支払いができます

住民税均等割のみ課税されている世帯の皆さんへ

## 物価高騰対応重点支援給付金 (10万円／1世帯)を給付します

受給には手続きが  
必要です

●問い合わせ先 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター ☎096-274-8024

物価高騰に対する支援として、住民税非課税世帯に該当せず、個人住民税の定額減税の対象に該当しない住民税均等割5,500円のみが課税されている世帯の皆さんへ、1世帯当たり10万円の現金を給付します。過去に、一度でも電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円、7万円)の給付をどちらか一方でも受けた人は受給できません。

給付額 1世帯当たり 10万円

### 対象者

- ① 基準日(令和5年12月1日)時点で、本市に住民票があり、令和5年度住民税均等割のみが課されている人のみの世帯、または令和5年度住民税均等割のみが課されている人と住民税非課税の人で構成される世帯。
- ② ①のほか、予期せず令和5年1月～12月の収入が減少し住民税均等割のみ課税相当以下の収入となった世帯。(家計急変世帯)

- ①の世帯には、市から案内チラシと確認書を2月下旬から順次送付しています。通知が届いたら、確認書を返送してください。支給時期は、確認書の返送を受け付けて2週間後が目安です。(世帯の中に令和5年1月以降に転入した人がいる場合は、別途申請が必要になる場合があります)  
申請期限 5月31日(金) ※当日消印有効
- ②に該当すると思われる世帯は、申請が必要です。(申請受け付け開始日 3月1日(金)～)令和5年1月～12月の任意の1カ月の個人の収入を12倍し、合計額が住民税均等割のみ課税相当以下になる人が対象です。下記の早見表と、給料明細などをご確認ください。  
申請期限 5月31日(金) ※当日消印有効

### ▼家計急変世帯の対象となる課税相当収入限度額早見表

家族構成例	収入額	所得額
単身または扶養家族がいない場合	1,000,000円	450,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	1,703,999円	1,120,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	2,215,999円	1,470,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,715,999円	1,820,000円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	3,215,999円	2,170,000円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,083,999円	1,350,000円

※5人以上扶養している場合の限度額は、コールセンターまでお問合せください

## こども加算(児童1人当たり5万円)があります

以下に該当する18歳未満の児童を扶養している世帯には、こども加算(児童1人当たり5万円)があります。対象の世帯には郵送で通知します。

- ・住民税非課税世帯…電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円)の給付を受けた世帯
- ・住民税均等割のみ課税されている世帯…物価高騰対応重点支援給付金(10万円)の対象世帯